

## 被災者の医療費負担および 介護保険サービス利用者負担の免除を延長

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の加入者で、東日本大震災により被災し一定の要件に該当する方についての医療費窓口負担およびサービス利用者負担の免除措置が、来年12月31日まで1年間延長されます。

この制度は、震災により住家が全半壊・全半焼の被災をしたか、主たる生計維持者が▶死亡・行方不明または重篤な傷病を負った▶業務を廃止・休止した▶失職し収入がない——などの場合に、医療機関や介護サービス事業所に「免除証明書」または「免除認定決定通知書」を提示することにより窓口負担などを免除するものです。免除期間は今年12月31日までとされていましたが、延長により来年12月31日までとなりました。

新しい免除証明書または免除認定決定通知書は、対象者に送付しますので、来年1月1日以降は新しい証明書または通知書を医療機関、介護サービス事業所に提示してください。

※これまで窓口などに提示していた免除証明書または免除認定決定通知書は、来年1月1日以降使用できませんので、ご注意ください。

なお、来年1月1日以降、国民健康保険に加入する方、介護サービス利用を開始する方は申請が必要になりますので、町国保介護課へお問い合わせください。

◆問い合わせ 町国保介護課（☎82-3111【国保・後期高齢係】内線131、【介護保険係】内線135）へどうぞ。

## 県営災害公営住宅の入居者を募集します

県では、災害公営住宅（豊間根団地）の入居者を次のとおり募集します。

▶募集団地 ▶団地…豊間根団地 72戸▶場所…豊間根第3地割地内▶構造…鉄骨造 3階建て 2棟▶入居時期（予定）…来年6月

間取り	募集戸数	家賃目安	申込可能世帯人数
1DK	12戸	4,800～41,500円	単身または2人世帯
2DK	36戸	6,100～52,900円	制限なし
3DK	24戸	7,000～60,900円	3人以上の世帯

▶募集期間 12月17日～来年1月17日（消印有効）

▶受付窓口 一般財団法人岩手県建築住宅センター（盛岡市アイーナ2階）▶時間…午前8時半～午後5時半、12月27日～来年1月6日と土日祝日を除く

▶臨時受付窓口 町中央コミュニティセンター2階相談室 ▶時間…午前9時～午後5時（土・日曜、祝日含む）、12月27日～来年1月6日を除く

◆問い合わせ 岩手県建築住宅センター（☎0120-208-201、または019-623-4414）へどうぞ。

## 固定資産税に関する届け出はお済みですか

家屋を解体したときや固定資産税の震災特例を受けるときには届け出が必要です。忘れずに届け出をお願いします。

### ■家屋の解体・名義変更をした場合

家屋を解体したときや未登記家屋の売買や相続などで名義を変更した場合には、町税務課までご連絡ください。連絡がない場合は、確認ができないこともありますので、皆さんのご協力をお願いします。なお、登記による異動の場合、届け出は不要です。

### ■被災した資産に代わる資産を取得した場合

震災で被災した固定資産に代わる資産を取得した場合は、申告により固定資産税の軽減が受けられます。内容は下表のとおりです。被災代替住宅用地の特例については、住宅用地取得後すぐに住宅を建築しない場合に申告が必要です。※被災代替償却資産の特例申告は、毎年1月に受け付ける固定資産税対象の償却資産の申告と併せて受け付けます。

◆申告先・問い合わせ 町税務課資産税係（☎82-3111内線113、114）へどうぞ。

### ◆固定資産税の特例制度

※代替特例の申告は、1つの資産に対し1度です。ご注意ください。

区分	被災代替住宅用地の特例	被災代替家屋の特例	被災代替償却資産の特例
対象	①被災住宅用地の所有者 ②①の者から相続があったときは、その相続人 ③①の三親等内の親族で、被災代替土地に新築される家屋に所有者と同居を予定する人 ④①が法人の場合の合併法人または分割承継人	①被災家屋の所有者 ②①の相続人 ③特例適用家屋に同居する者の三親等内の親族 ④①、②が法人の場合の合併法人または分割承継法人	①被災償却資産の所有者 ②①の者から被災償却資産を取得した相続人 ③①が法人の場合の合併法人または分割承継法人
特例内容	家屋が滅失・損壊した住宅用地の代わりに新たに宅地を取得した場合、実際に住宅を建築するまでの間、住宅用地としての軽減措置を適用	震災により損壊した家屋の改築または、滅失した家屋の代替家屋を取得した場合、最初の4年度分の税額を2分の1、その後の2年度分を3分の2に減額	震災により損壊した償却資産を改良したり、滅失した償却資産の代替償却資産を取得したりした場合、固定資産税の課税標準額を4年度間2分の1に軽減
取得期間	平成33年3月31日		平成28年3月31日
適用期間	3年度間	6年度間	4年度間